

令和 8 年度

成田市合併処理浄化槽設置整備事業について



成田市環境部環境衛生課

令和 8 年 4 月

## 合併処理浄化槽施工工事の技術上の基準について

### 【1】目的

この基準書は浄化槽設置工事に係る浄化槽の適切な工事を確保するため、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に基づき、市が施工状況を審査する際に留意すべき事項を定め、同事業の円滑推進を図るため策定したものである。

### 【2】一般的事項

浄化槽法第29条に基づき浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行う時、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

なお、工事については、浄化槽メーカーが指定する施工基準を順守すること。

### 【3】着工準備

浄化槽設置工事に関して、次の事項について現地確認と設置者（使用者）の承認と協力を得て設計・施工しなければならない。

#### （現地確認）

- ①設置場所の広さ
- ②配管路の状況
- ③放流先
- ④障害物埋設管の調査
- ⑤地盤調査
- ⑥工事用電力・用水の確保
- ⑦搬入路・搬出路
- ⑧残土の処理方法

※国の助成による浄化槽設置整備事業の為、交付決定後に工事の中止がないように十分な事前調査を行うこと

#### （設置者の承認と協力）

- ①浄化槽の規模・配置・建設費

※浄化槽の規模については、単に面積による区分だけでなく、実人員等を確認の上決定すること。

- ②完了までの予定工期
- ③維持管理及び法定検査
- ④近隣への配慮

### 【4】土木工事

#### （掘削）

- 1 掘削面積は、槽の外形より概ね左右30cm以上大きく掘削すること。
- 2 掘削は、周辺の状況・土質・地下水の状況などに適した工法で行うこと。

敷地に余裕がある場所や、良質な地盤で湧き水が出ない又は少ない場合には、オープンカット工法で行うこと。但し、敷地が狭い場合や、軟弱地盤で湧き水が多い場合、それに構造物が隣接している場合には矢板等を使用し、山留め工法で行ない、安全管理に留意すること。

※ 湧き水が多い場所で、割栗の下にベニアを敷くのは禁止します。

#### (擁 壁)

1 建築物の基礎の終点及び道路端から2m以内に浄化槽を設置する場合には擁壁を設置すること。又は、建築物等の基礎の終点や土圧の影響を受ける隣地境界線から浄化槽の底版に45度で斜線を引き、浄化槽に土圧が掛かかる場合には下記に留意し擁壁を設置すること。

① コンクリートの厚さは10cm以上とすること。

② 配筋は20cmピッチとし、JIS G3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」又はJIS G3117「鉄筋コンクリート用再生棒鋼」の規格に定めたものを使用すること。

2 浄化槽に荷重がかかる場所(車庫等)には設置しないこと。

やむを得ず設置する場合には支柱を設置する又は支柱レス仕様の浄化槽の場合は駐車場の配置や、車両等の特徴(ミニバンか否か等)から、耐荷重をよく計算し、メーカー発行の施工基準を順守して施工すること。

#### (PC版)プレキャストコンクリート

千葉県に小型合併処理浄化槽補助金に係る施工計画の提出をしてある製品を使用し、施工基準どおりに設置すること。

### 【5】基礎工事

基礎工事は、浄化槽の水平確保及び不等沈下を防止するうえで、極めて重要であるため、十分に配慮すること。

1 割栗の敷厚は10cm以上とし、目潰しは隙間に砂利を敷き詰めさらに突き固める。

2 基礎栗石地業工事のあと、型わく、槽本体の位置、槽本体の固定金具や浮上防止金具の取付位置などの墨出しを行うために捨てコンクリートを5cm程度打設し、水平に仕上げる。

※深く掘りすぎた場合、捨てコンクリートで高さを調整するので、決して栗石を厚く敷かない事。

3 配筋は20cmピッチとし、JIS G3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」又はJIS G3117「鉄筋コンクリート用再生棒鋼」の規格に定めたものを使用すること。

4 配筋を設置する際はスペーサーを使用すること。

- 5 基礎コンクリートを打設する時は、原則型枠を設置すること。
- 6 基礎コンクリートの養生期間は原則 72 時間以上とする。  
また、緊急を要する場合や冬季工事の場合は早強セメントを使用すること。
- 7 基礎コンクリートの厚みは 10cm 以上とすること。  
地下水の出る現場にあっては適切に排水すること(水中ポンプ等)。また、地下水位の高い場合には浮上防止対策を行うこと。
- 8 基礎コンクリート面は水平になるように仕上げること。

#### 【6】浄化槽の搬入据え付け工事

- 1 浄化槽の搬入は設備士の立会いのもと実施すること。また、浄化槽を据付前に一時仮置きする際には、コンパネ等で養生を行うこと。地面に直接置いてはならない。
  - 2 浄化槽の据え付けはホウキ等で基礎コンクリートの上を掃いて碎石等が無いようにしてから行うこと。
  - 3 浄化槽内に土砂が入らないように行うこと。
  - 4 浄化槽に傷等がないか確認すること。
  - 5 浄化槽の設置は、縦横 2 方向の水平を確認すること。  
(浄化槽に水を入れる前に、水平器を当てた写真を撮ること。)
  - 6 浄化槽の埋め戻しは、石などが混入していない良質の土砂を使用し、浄化槽に水を入れながら槽の水のレベルと等しく土砂を入れ、水締め突き固めを十分行うこと。(水平を確認しながら行うこと。)
  - 7 かさ上げは、30cm までとし、それ以上になる場合は維持管理が容易にできるピット工事とすること。ピットには雨水排水用の排水口を設けること。また、ピット工事を行う場合、原則としてかさ上げをしないこと。
- ※ 基礎コンクリートの上に砂などを敷いて水平にする方法は禁止します。

#### 【7】上部スラブ工事

- 1 上部スラブ工事は基礎コンクリート工事に準じた施工をすること。

#### 【8】配管工事

- 1 配管勾配は、流入流出とも管径 100 (mm) 分の 1 以上とすること。
- 2 配管に荷重がかかる場所や露出配管になる場所は、ビニール管 (VP) または鋼管を使用すること。また、既設管を使用する場合においても、露出箇所については適切な保護措置を行うこと。
- 3 建築物内に臭気が逆流しないように適切な措置を講ずること。  
特に、原水ポンプ、排水ポンプを使用する場合には、臭突や臭気管を必要に応じて設置すること。
- 4 排水管の直線部分では排水管の内径の 120 倍を超えない範囲内に中間柵を設置すること(流入管・放流管も含む)。なお、放流管であって放流ポンプを使用する場合又は放流管であって既設管を使用し、かつ明らかにつまりの発生がないと判断できる場合はこの限りではない。
- 5 既設管の管径 100(mm) 以上のものであれば使用しても構わない。又既設柵は、

小口径以上の柵が敷設されている場合には使用しても構わない。

- 6 生活雑排水は全て浄化槽に流入するよう配管工事を行うこと。やむを得ず屋外に水栓を設ける場合には、雨水が浄化槽に流入しないように、屋根や庇や蓋などの雨水流入防止の措置をとること。

なお、排水先を設けない散水栓及び生活雑排水（油や洗剤等）を流さない屋外の水栓については、この限りではない。

#### 【9】更新及び転換工事

既設合併・単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の撤去工事

- 1 既設浄化槽及び便槽の清掃（汚泥の引き抜き、洗浄等）、消毒を行う。
- 2 既設浄化槽及び便槽の掘り出し（上部コンクリートのはつり、土の掘り起しを含む）を行う。
- 3 既設浄化槽及び便槽の基礎部分（基礎コンクリート、栗石等）の撤去を行う。※既設浄化槽及び便槽が家屋の基礎と一体化している場合等についてはご相談ください。
- 4 掘り出した既設浄化槽及び便槽等は法令に基づき適正に処分すること（産業廃棄物管理票を用いること。）。

#### 【10】放流先のない場合の処理装置設置工事

- 1 千葉県が定めた、放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドラインに定める蒸発拡散装置を合併処理浄化槽と併せて設置する場合は補助対象となります。
- 2 蒸発拡散装置の要件は、公的試験研究機関等による性能評価又は行政機関（関東地方の都県又は保健所設置市に限る。）による構造認定を得たものが要件とされています。
- 3 構造認定を得たことの証明となる書類を提出するとともに、構造認定を得た際の施工基準を順守し施工すること。

## 補助対象者について

補助金の交付を受けることができる方は、補助対象区域の住宅、併用住宅及び共同住宅に合併処理浄化槽を設置する方です。また、補助を受けるには条件があります。詳細な条件は以下の【補助対象者】をご確認下さい。

### 【補助対象区域について】

補助対象区域は以下の区域を除く市内全域です。

- ①下水道の予定処理区域（ただし、7年以内に下水道の整備が見込まれない予定処理区域は補助対象です。）
- ②農業集落排水施設により処理することができる区域
- ③集中処理浄化槽を設置している住宅団地の区域

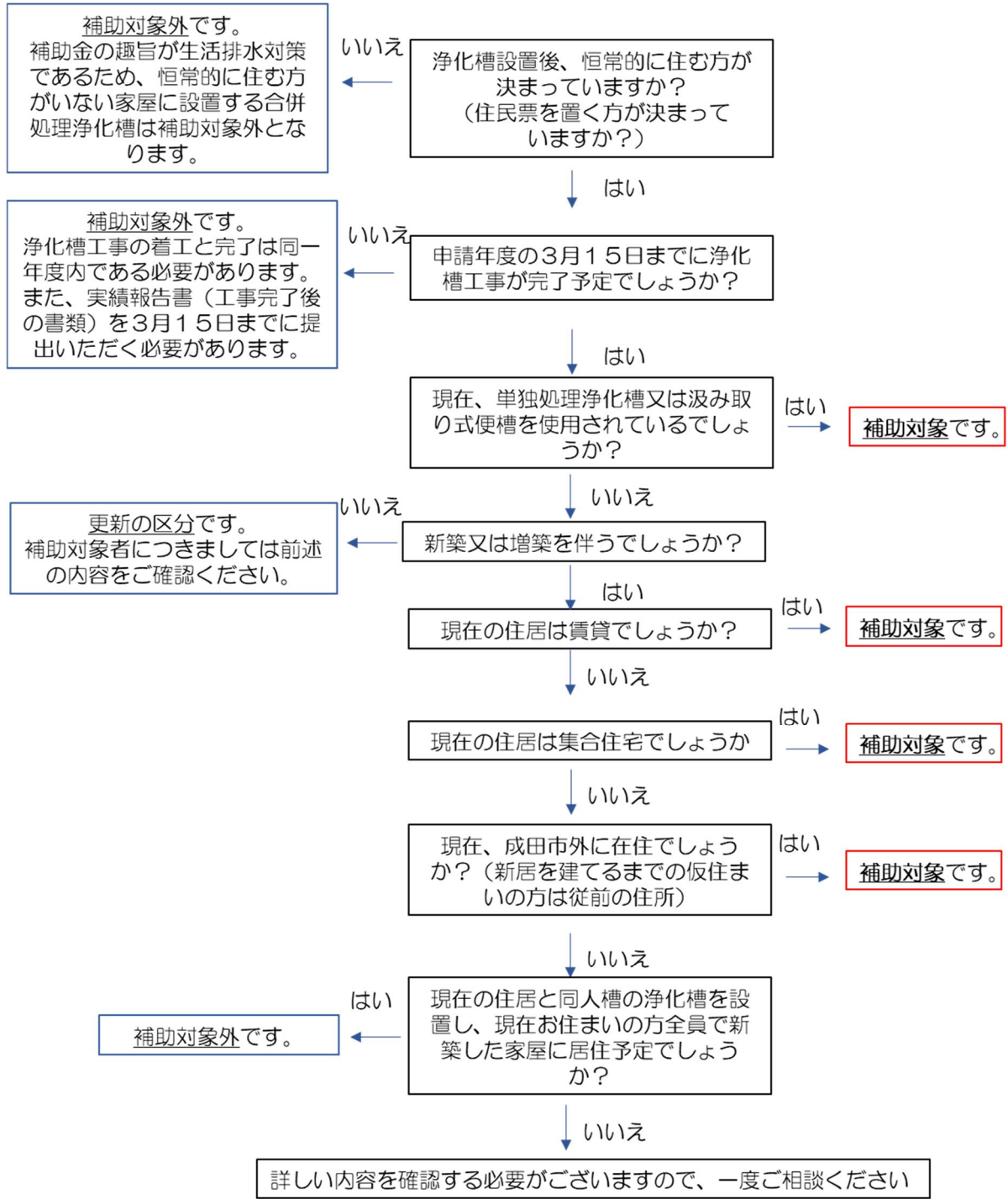
### 【補助対象者】

更新補助対象者は次のすべてを満たす方です。

- ①浄化槽設置後、住民票を置く方が決まっており、申請年度の3月15日までに浄化槽工事が完了予定であること。
- ②浄化槽の維持管理要領書等に基づき、浄化槽の長寿命化のための措置が適切に行われていること。
- ③浄化槽法に定められた保守点検・清掃・法定検査を過去3年間継続して実施しており、かつ浄化槽法に基づく千葉県からの指導等を遵守していること。
- ④既設合併処理浄化槽の老朽化に伴う劣化や破損が認められ、技術的・経済的要因から補修等より更新を行うことが合理的であること。

新規及び転換補助対象者の具体例は次ページのフローチャートをご確認ください。また、ご不明点がございましたら事前にお問い合わせください。

# 新規及び転換補助対象者の判定フローチャート



## 令和8年度 成田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金限度額

※実際の経費が限度額に満たない場合は、経費の額が補助金額となります。

### ①設置費補助

#### ①-1 通常型（空港騒音地域以外、印旛沼流域以外の区域）

人槽区分	新規・更新	転換（単独・くみ取り）
5人槽	220,000円	332,000円
6・7人槽	276,000円	414,000円
8～10人槽	364,000円	548,000円
11～20人槽		939,000円
21～30人槽		1,472,000円
31～50人槽		2,037,000円

※建築確認申請が出ている新築（建替え）、増改築であっても既存（旧）建物に単独処理浄化槽や、くみ取り便所が設置されていた場合には「転換」とみなす場合があります。詳しくは10ページをご確認ください。

#### ①-2 通常型（空港騒音地域）（※1）

（防音工事の騒音地域とは範囲が異なるので確認してください）

人槽区分	新規・更新	転換（単独・くみ取り）
5人槽	330,000円	498,000円
6・7人槽	414,000円	621,000円
8～10人槽	546,000円	822,000円

#### ①-3 高度処理型（印旛沼流域の区域）

人槽区分	窒素除去型					窒素・リン除去型
	新規	転換（単独・くみ取り）		更新		
	TN10（※3）	TN20（※2）	TN10（※3）	TN20（※2）	TN10（※3）	
5人槽	674,000円	360,000円	674,000円	240,000円	416,000円	600,000円
6・7人槽	770,000円	462,000円	770,000円	308,000円	480,000円	780,000円
8～10人槽	923,000円	585,000円	923,000円	390,000円	582,000円	963,000円
11～20人槽		1,092,000円	1,292,000円	390,000円	582,000円	—
21～30人槽		1,860,000円	2,060,000円	390,000円	582,000円	—
31～50人槽		2,496,000円	2,696,000円	390,000円	582,000円	—

（※1）空港騒音地域に10人槽以下の浄化槽を設置する場合、補助対象経費の9割に相当する額と限度額どちらか低いほうが補助額となります。また、11人槽以上は空港騒音区域外と同様の補助額となります。

（※2）「TN20」とは、放流水の総窒素濃度の日間平均値が10mg/Lを超え20mg/L以下の機能を有する合併処理浄化槽をいう。

（※3）「TN10」とは、放流水の総窒素濃度の日間平均値が10mg/L以下の機能を有する合併処理浄化槽をいう。

### ②上乗せ補助

#### ②-1 撤去費および宅内配管工事費補助（転換・更新の場合のみ）

	撤去費	宅内配管工事費
単独処理浄化槽転換補助金	180,000円	330,000円
くみ取り便所転換補助金	120,000円	330,000円
合併処理浄化槽更新補助金	150,000円	—

#### ②-2 放流先の無い場合の処理装置設置費補助

5人槽	200,000円
6～7人槽	240,000円
8～50人槽	320,000円

#### ②-3 ポンプ装置工事費補助

ポンプ装置工事補助金	60,000円
------------	---------

上乗せ補助を受けるには条件がありますので、9ページの上乗せ補助についても併せてご確認ください。

騒音地域特例補助金交付地区（5～10人槽が対象）

豊住地区	北羽鳥	長沼	南羽鳥	竜台	安西	南部	北部
中郷地区 (全地域)	野毛平 東和泉	東金山 西和泉	関戸 赤荻	和田	下金山	新妻	芦田
久住地域 (全地域)	芝 飯岡	大室 荒海	土室 磯部	小泉 水掛	成毛 新泉	大生	幡谷
遠山地区	小菅 畑ヶ田 堀之内 天浪 川栗の 一部	大山 大清水 長田 本三里塚 743 782	馬場 三里塚 十余三 本城 ～ ～	久米 南三里塚 天神峰 西三里塚 745番地 846番地	久米野 東三里塚 東峰 新駒井野	山之作 駒井野 古込	吉倉 取香 木の根
下総地区	大菅 四谷	猿山 新川	高岡	高倉	名古屋	滑川	西大須賀
大栄地区	新田	(多良貝・川上・水の上・吉岡・津富浦)の一部 詳しくはお問い合わせください					

湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域表  
(高度処理型合併処理浄化槽の補助対象地域)

公津地区	八代 飯仲 飯田町（市道ニュータウン中央線以南の区域） 並木町（市道並木町大久保台線以西の区域） 宗吾1丁目 宗吾2丁目 宗吾3丁目 宗吾4丁目	船形	北須賀	台方	下方	大袋	江弁須
						詳しくはお問い合わせください	
八生地区	松崎（成田安食線 通称松崎街道の以西の区域） 大竹	詳しくはお問い合わせください					

※上表以外で、放流先が印旛沼の場合は相談。

## 上乗せ補助について

いずれの上乗せ補助についても、合併処理浄化槽の設置工事に併せて実施する場合は補助対象です。詳細は以下の通りです。

### ①撤去費及び配管費補助について

- 住宅の建替えや増築部分に伴う配管工事費は宅内配管工事費補助の対象外となります。  
(例：増築の場合、増築部分の配管工事費は補助対象外。合併処理浄化槽への転換工事及び転換と併せて行う水回りのリフォーム工事の配管工事費は補助対象)
- 合併・単独処理浄化槽やくみ取り便所（便槽）が撤去済の場合や、撤去時期が年度をまたぐ場合及び建替えに伴うくみ取り転換については、撤去費補助の対象外となります。
- 合併・単独処理浄化槽及びくみ取り便槽は、完全に撤去することが条件となります(家屋に隣接しており、撤去が困難な場合はお問い合わせください)。
- 単独処理浄化槽を浄化槽転用型雨水貯留施設に転用する場合の費用は撤去費として補助対象となります。
- 配管費補助に含まれる配管工事は浄化槽への流入管、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝等までの放流配管設置に係る費用です。

### ②放流先がない場合の処理装置設置補助について

- 千葉県が定めた、放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドラインに定める蒸発拡散装置を設置する場合は補助対象となります。
- また、公共の道路側溝、水路等の適当な放流先の整備又は確保が当分の間見込まれない区域に蒸発拡散装置を設置する場合に限り補助対象となります。

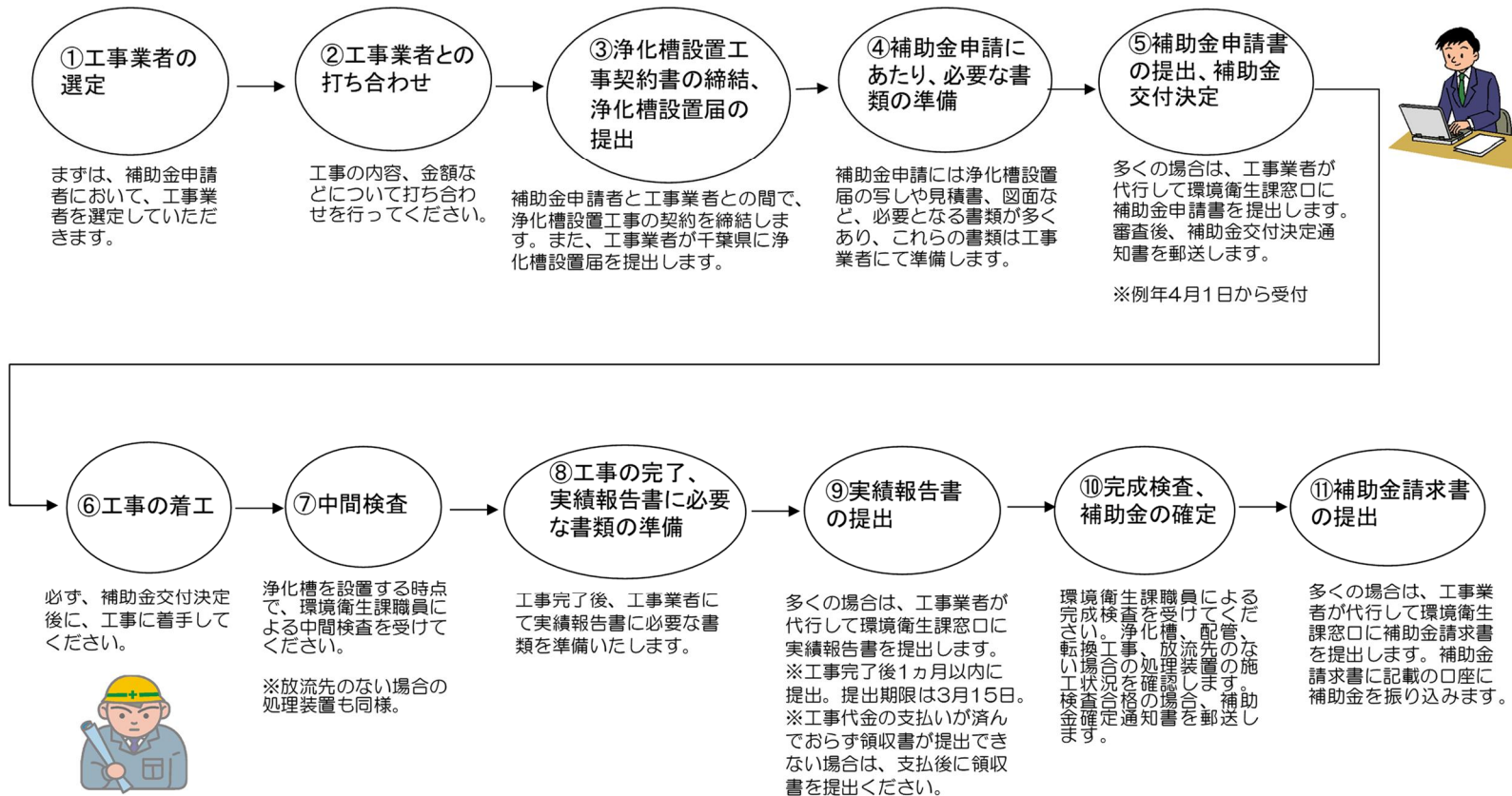
### ③ポンプ装置工事の補助について

- 合併処理浄化槽からの放流水を公共の道路側溝、水路、放流先のない場合の処理装置等に放流する場合に、地形的な問題により、設置せざるを得ない場合にポンプ装置工事を実施する場合は補助対象となります。
- ポンプ装置工事とは、合併処理浄化槽からの放流水の放流のために、交互運転可能な2台の水中ポンプ装置を設置する工事となります。
- 放流ポンプ槽の水中ポンプ及びその配管部分に関する材料代と工事費(以下ポンプ装置工事費)が補助対象経費となりますので、ポンプ装置工事費について見積のご提出をお願いいたします。

# 合併処理浄化槽設置補助金申請の流れ

成田市環境衛生課

・合併処理浄化槽設置補助金制度は、合併処理浄化槽を設置しようとする方（補助金申請者）が、浄化槽工事業者と浄化槽設置工事の契約を結んでいただき、工事を実施し、その工事費の一部を市から補助するものです。



## ○合併処理浄化槽設置整備事業交付申請書の留意点

- ① 交付決定を行うのは2月末までとします（予算がなくなった段階で終了）
- ② 補助金の申請者は、原則として住宅の所有者が対象となります。申請者住所と設置場所の地番が異なる場合が数多く見受けられますので、登記情報及び公図等を確認願います。申請者と土地所有者、建物所有者が違う場合（共有者含む）には、必ず所有者の承諾書の添付をお願いします。（導入・放流配管の埋設先や、放流先が水路となる場合も同様です。）また、建物所有者からは補助金申請に係る委任状の添付をお願いします。**これらの書類は必ず、所有者本人による署名または押印したもので提出してください。**  
※令和3年6月から署名による委任状を提出する場合は本人確認書類を添付することが必要になりました。
- ③ 新築の場合、申請者の土地なのか確認出来ない場合があります。この場合は「登記識別情報通知」の写しを申請者からもらって添付してください。
- ④ 平成26年度からは、建築確認申請が出ている新築（建替え）、増改築であっても、既存（旧）建物に単独処理浄化槽や、くみ取り便所が設置されていた場合には、設置補助を「単独転換・くみ取り転換」の区分で取り扱うこととなりました。申請時には更地となっている場合であっても、資料（写真、くみ取り記録、航空写真等）により、客観的に単独処理浄化槽、くみ取り便所が存在したことが証明できれば、「転換」補助となることもありますので、このようなケースは事前にご相談ください。
- ⑤ 合併処理浄化槽の型式認定番号が変更になる場合は、中間検査の時に新旧対照表を提出してください。
- ⑥ 配置図は縮尺を記入してください。また、縮尺に併せて、距離（柵と配管延長等）と場所（トイレ・風呂・台所等）をしっかりと記入するとともに、柵に番号を付して、実績報告の際の写真と対照できようようにしてください。特に新築の場合は、建築確認申請に添付した図面を使用する場合見やすいようにしてください。
- ⑦ 浄化槽排水管のU字溝への接続をする場合は、次の申請が必要ですので、その写しを添付してください。→「道路占用許可等」
  - ・市道の場合の担当課：市役所5階の道路管理課
  - ・国道51号線の場合：国土交通省 千葉国道事務所
  - ・国道51号線以外の国道及び県道の場合：千葉県 成田土木事務所

ア 概ね30cm 未満の場合 道路工事施行承認申請または法定外公共物土木工事等施行許可申請(赤道)

イ 概ね30cm 以上の場合 道路占用許可申請または法定外公共物占用許可申請(赤道)

- ⑧ プレキャストコンクリート底板を使用して施工する場合は、千葉県に登録した施工計画書（承認の依頼文書を含む）を添付ください。なお、中間検査の際に、PC 板にある刻印等で施工計画書に記載された工場製と確認できる場合を除き、その工場からの出荷証明書を提出願います。
- ⑨ 放流先のない場合の処理装置を設置する場合は、千葉県が定めた放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドラインに定める要件を満たしていることが確認できるように、放流先のない場合の処理装置の認定通知書等を添付してください。尚、補助対象とする場合には、放流先のない場合の処理装置概要書、放流先のない場合の処理装置の設置条件確認チェックリスト等を提出ください。
- ⑩ 合併処理浄化槽の更新を行う場合は、次の書類を添付してください。
- (ア) 既設合併処理浄化槽の現況と更新計画
  - (イ) 維持管理要領書等の維持管理方法が記載された書類  
→浄化槽メーカーの HP に掲載されています。
  - (ウ) 直近3年間分（申請する年を含む）の保守点検記録表、清掃報告書、法定検査結果票  
→お手元がない場合は、契約業者に再発行を求めてください。
  - (エ) 既存合併処理浄化槽の損傷状況について
- ⑪ 外流しの設置について。外流しを浄化槽に接続する場合は、排水溝にゴム栓をつける、もしくは、外流しの上部に上屋をつける等の大雨時の雨水流入対策を行ってください。浄化槽に接続しない場合は、未処理汚水の流出を防止するため、誓約書（油や洗剤等を大量に流さない旨）を提出してください。誓約書は記名押印、もしくは直筆とします。
- ⑫ **申請書、実績報告書、請求書、申出書等の印については、申請者が持つ同一の印を使用ください。**
- ⑬ 浄化槽の人槽算定は、実使用人数に基づいて行うようにお願いします。  
平成 25 年 7 月 31 日付の環境省通知により、国庫補助対象となる要件として、人槽算定を行う際、延べ床面積のみで決定するものではないことを申請者に対して十分理解させるとともに、実使用人数を可能な限り把握して事業を実施することとされました。  
浄化槽調書または浄化槽概要書上の人槽と同じ人槽で申請する必要があります。実状と異なる人槽を設置する場合は、理由書の提出が必要となることがあります。なお、2世帯もしくは2棟をまかなう浄化槽は7人槽を基本とします。
- ⑭ 見積書・請求書（内訳書）の浄化槽本体価格については、**実勢価格**を記入願います。  
**※契約書・見積書（内訳書）・請求書（内訳書）・領収書については、複数作成することなく、必ず申請者に届けているものと同じのものを提出してください。市議会の指摘事項ですので、適正な補助金交付にご協力をお願いいたします。**

## ○中間検査、完成検査について

浄化槽と、放流先のない場合の処理装置の設置日が異なる場合は、それぞれ中間検査を実施します。

## ○合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書の留意点

- ① 工事完了後、30日以内に実績報告書を提出してください。  
最終の提出期限は3月15日です。

### 写真について

- ②-1 浄化槽設備士の方は必ず着工前・浄化槽本体・完成写真に写ってください。  
(工事看板と浄化槽工事業者届出済票の看板を必ず持つこと。)  
※現場作業は、ヘルメットや安全靴を着用する等、安全管理を徹底願います。  
※柵の写真には、番号と流入元(風呂・台所・トイレ等)を記入し、配置図の番号と対照できるように願います。
- ②-2 擁壁工事または支柱工事を行う場合は、基礎工事の配筋との接続状況の写真を必ず撮ってください。
- ②-3 放流先のない場合の処理装置を設置する場合は、その材料状況、埋設状況、配管接続状況が分かる写真及び完成写真を必ず撮ってください。止水シートの施工が必要な装置については、シート施工の写真をつけてください。
- ③ 配置図で浄化槽の位置や配管の距離等が変更になった場合には、実績報告書に必ず出来形図面を添付してください。
- ④ 「千葉県浄化槽検査センターが運用する浄化槽一括契約書\*」の写し又は、「協同組合成田市個人下水道管理協会及び浄化槽清掃業者との合併処理浄化槽維持管理業務に係る一括契約書」の写しを添付してください。(放流先のない場合の処理装置を設置する場合は、その維持管理業務に係る契約書を添付願います。)なお、契約締結日と契約期間の始期が一致することが望ましいです。異なる場合は、合併処理維持管理費補助金が利用できない年度が生じることがあります。  
\*詳しい内容、様式のダウンロードは一般社団法人千葉県環境保全センター HPへ  
<http://www.kankyohozen.com/ikkatsu/ikkatsuindex.html>
- ⑤ 実績報告の際には、設置者からの法定検査受検及び、浄化槽の適正な維持管理についての誓約書を提出するよう御説明願います。また、放流先のない場合の処理装置を設置した場合は、上記の一括契約書に放流先のない場合の処理装置の維持管理に係る契約項目を記載するか、別途、維持管理に係る契約書を提出するとともに、放流先のない場合の処理装置の維持

管理に関する誓約書も合わせて提出をお願いします。

- ⑥ 浄化槽の位置が変更になった場合、請求書の配管距離が当初見積書と同じままになっているケースが多く見受けられますので、実測に合わせ請求書を作成してください。単独転換、くみ取り転換の場合、配管工事費も補助対象となっていますので、特にご注意ください。
- ⑦ 市議会から、適正な補助金交付手続きを実施するよう指摘がありました。交付の際は、事業内容の調査及び領収書を確認したうえで、交付するようにとのことですので、実績報告書提出の際に、請求書（内訳書）及び領収書の提出をお願いします。なお、申請者（事業主）からの工事代金の支払いが、補助金の入金後となる場合には、実績報告の際にその旨を申し出ていただき、工事代金支払い後に、領収書を提出するようお願いいたします。
- ⑧ 上記に関連して、更新・転換工事等にて、既設浄化槽を残置した場合を除いてマニユフェストの提出をお願いいたします。単独処理浄化槽やくみ取り便槽の廃材やコンクリート廃材の処分費を転換補助に算定するために、必要となります。複数の浄化槽工事を請け負っている場合で、その廃材処分をまとめて実施している場合などは、マニユフェストに対象となった補助事業が分かるように記入をお願いいたします。

## ○お客様からの苦情

- ① 補助金の振込み時期についてですが、工事が完了してから実績報告書の提出が遅れた場合に問い合わせがよくあります。工事が完了しましたら30日以内に提出をお願いします。
- ② 「合併処理浄化槽の設置にあたり、市の補助金により自己負担なく設置工事ができると聞きましたが、一部でも自己負担してもらおうべきだと思います」このような苦情が複数名から寄せられておりますので、誤解を招くことが無いよう、丁寧な説明をお願いするとともに、過度のPRは慎むようお願いいたします。

## ○浄化槽設備士の方へ

- ① 中間検査・完成検査は**必ず**浄化槽設備士が立会って下さい。申請書に添付された免状とは別の設備士が立ち会う場合は、検査時に免状を提出してください。申請した業者と別の業者の設備士による立ち合いは原則、認めておりません。
- ② 検査の際、不備が認められた場合は再検査とします。

## プレキャストコンクリート底板使用できる業者（PC板）

番号	業者名	市町村への通知	備考
		年月日	
1	株式会社たつみ産業	H20.10.31	補足書面の送付
		H22.10.20	
2	有限会社ユートアメニティ	H20.10.31	PC板の小型化 施行方法の一部変更
		H26.6.4	
3	日新商事株式会社	H20.10.31	
4	株式会社ナンソーテック	H22.2.26	
5	ニッコー株式会社	H22.3.29	対象浄化槽の追加
		H24.4.12	
6	フジクリーン工業株式会社	H22.5.7	
		H22.10.20	PC板の小型化
		H24.5.11	対象浄化槽の追加
		H25.2.27	PC板の小型化（5人槽用）
		H27.3.30	
7	安房住宅設備機器有限公司	H22.8.11	
		H22.12.24	PC板の小型化
8	有限会社大佐和設備	H22.9.17	5と同一の計画書
9	有限会社小川ポンプ	H22.9.17	5と同一の計画書
10	株式会社錦織商店	H22.10.8	5と同一の計画書
11	クボタ浄化槽システム株式会社	H22.12.24	対象浄化槽の追加
		H25.9.13	
12	光翔（白井光男）	H22.12.24	11と同一の計画書
13	株式会社戸倉商店	H23.2.8	6と同一の計画書
14	鈴栄建設工業株式会社	H23.5.17	
15	有限会社サワー設備	H23.7.28	5と同一の計画書
16	ノームラ化水工業株式会社	H23.9.9	11と同一の計画書
17	株式会社浄化槽センター	H24.4.12	5と同一の計画書
18	株式会社ハウステック	H24.8.13	
		H27.8.3	PC板の小型化
		H29.9.5	対象浄化槽の追加
		R4.9.5	対象浄化槽の追加
19	株式会社ダイキアクシス	H25.4.15	
20	株式会社石川商会住宅機材	H28.1.19	
21	大栄産業株式会社	R4.4.27	
		R4.9.8	

(あて先) 成田市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 フリガナ \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

**合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書**

合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 設置場所	成 田 市
2 交付申請額	金 円
3 土地・建物所有者	
4 予定工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
5 添付書類	①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し ②国庫補助指針が適用される合併処理浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合する合併処理浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票） ③設置場所の案内図 ④住宅等（土地・建物）を借りている者は、賃貸人の承諾書 ⑤合併処理浄化槽概要書の写し又は浄化槽調書の写し ⑥設置にかかる見積書の写し(内訳書) ⑦合併処理浄化槽の構造図 ⑧合併処理浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建物の配置図 ⑨工事請負業者との契約書の写し ⑩一般社団法人全国浄化槽団体連合会（昭和54年9月14日に社団法人全国浄化槽団体連合会という名称で設立された法人をいう。）の小型合併処理浄化槽機能保証制度対象浄化槽の場合は、保証登録証 ⑪市町村税納税証明書又はそれに準ずる書類 ⑫既存単独処理浄化槽の現況と転換計画を示した書類（交付規則第5条第2項の補助を受ける場合に限る。） ⑬くみ取り便所の現況と転換計画を示した書類（交付規則第5条第3項の補助を受ける場合に限る。） ⑭合併処理浄化槽の現況と更新計画を示した書類、長寿命化のための措置が実施されている事を確認できる書類並びに保守点検、清掃及び検査が3年以上継続して実施されている事を確認できる書類（交付規則第5条第4項の補助を受ける場合に限る。） ⑮放流先のない場合の処理装置の見積書の写し、概要書、構造図、配置図、設置条件確認チェックリスト及び工事請負業者との契約書の写し並びに放流先のない場合の処理装置であることを証する書類(交付規則第5条第4項に係る補助金を受けようとする場合に限る。) ⑯その他 市長が必要と認める書類（浄化槽設備士の免状、PC板施工計画書等、外流しの誓約書）

※次の同意を行う場合は、⑪の提出を省略できます。

市税の納税状況について、担当職員が公簿等により確認することに同意します。

同意の署名 \_\_\_\_\_

※成田市記入欄

納税確認	設置場所地番 _____
	設置場所土地建物所有者住所 _____
	設置場所土地建物所有者氏名 _____
	(申請者との続柄) _____

年 月 日

(あて先) 成田市長

交付決定者 住 所 .....

氏 名 .....

### 合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年 月 日付け成田市指令第 号 で交付決定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の理由

2 変更したい内容

年 月 日

(あて先) 成田市長

交付決定者 住 所 .....

氏 名 .....

### 合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け成田市指令第 号 で交付決定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る事業が完了したので、下記のとおり報告します。

#### 記

1 交 付 決 定 額 円

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター(昭和54年12月10日に社団法人千葉県浄化槽検査センターという名称で設立された法人をいう。)が運用する浄化槽一括契約制度に基づく契約書の写し又は協同組合成田市個人下水道管理協会(平成7年5月29日に協同組合成田市個人下水道管理協会という名称で設立された法人をいう。)及び浄化槽清掃業者との合併処理浄化槽維持管理業務に係る一括契約書の写し(交付決定者が自ら合併処理浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類、浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し及び法第11条の規定による検査の受検契約書の写し)
- (2) 浄化槽法第7条の規定による検査に要する費用を納付したことを証する書面
- (3) 工事費請求書(内訳書)及び領収書の写し(領収書は後日提出も可とする)
- (4) 施工状況の写真(施行状況が詳しくわかる写真 着工前・工事中・施工後)
- (5) 施工結果報告書
- (6) 単独転換、くみ取り転換及び更新の場合は、産業廃棄物管理票の写し
- (7) 合併処理浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建物の配管図(変更が生じた場合)
- (8) 浄化槽の保守点検及び清掃に関する誓約書
- (9) 放流先のない場合の処理装置の維持管理に関する契約書の写し及び誓約書(設置した場合)
- (10) その他市長が必要と認める書類(PC板出荷証明書(PC板を使用し、PC板に刻印等がない場合)、浄化槽転用型雨水貯留施設に転用したことが確認できる書類(雨水貯留施設に転用した場合))

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 成田市長

交付決定者 住 所 .....

氏 名 .....

年 月 日付けで確定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金を  
次のとおり請求します。

交付請求額 ..... 円

振込先金融機関

金融機関名	銀 行	本 店
	信 用 金 庫	支 店
.....	農 業 協 同 組 合	支 所

口 座 名 普 通  
当 座  
貯 蓄 預 金 口座番号 .....

フリガナ

名 義 人 .....

(注) 振込先は、補助対象者の口座とする。

(注) 通帳のコピーを添付する。

## 承 諾 書

(あて先) 成 田 市 長

私が所有する以下物件（土地・建物）に、合併処理浄化槽及びその付帯設備を設置することを承諾します。

物件の所在地	
物件の借主	
物件の所有者 (共有名義の場合のみ記載)	

年 月 日

物件の所有者（承諾者）

住所.....

氏名.....

電話番号.....

## 承 諾 書

(あて先) 成 田 市 長

私が所有する以下の土地に敷設されている排水設備を使用することを  
承諾します。

物件土地の所在地	
物件土地の借主	

年 月 日

土地の所有者（承諾者）

住所.....

氏名.....

電話番号.....

## 既存単独処理浄化槽の現況と転換計画

1. 申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
2. 既存の 単独処理浄化槽	設 置 場 所	別紙敷地内配管図のとおり
	製 造 業 者	
	型 式	
	人 槽	
	処 理 方 式	
	処 理 能 力	
3. 転換事業計画 (既存の単独処 理浄化槽の処分 方法	備 考	
4. 備考		

※ 単独処理浄化槽の現況写真を添付すること

## くみ取り便所の現況と転換計画

1. 申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
2. くみ取り便所	設 置 場 所	別紙敷地内配管図のとおり
3. 転換事業計画 くみ取り便所(便槽)の処分方法について		
4. 備考		

※ くみ取り便所の現況写真を添付すること

## 既存合併処理浄化槽の現況と更新計画

1. 申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
2. 既存 合併処理浄化槽	設 置 場 所	別紙敷地内配管図のとおり
	製 造 業 者	
	型 式	
	人 槽	
	処 理 方 式	
	処 理 能 力	
	備 考	
3. 転換事業計画 (既存合併処理 浄化槽の処分方 法)		
4. 備考		

※ 合併処理処理浄化槽の現況写真を添付すること

# 委 任 状

(あて先)成田市長

私\_\_\_\_\_はこの度の合併処理浄化槽設置に伴う、  
補助金交付申請に当たっての全ての権利を、

住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_

に委任します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

# 浄化槽施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設置場所

施設の名称

建築物の用途 処理対象人員(人槽) 人( 人槽)

浄化槽協会登録番号 (単・合) 第 号

浄化槽製造番号

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者住所・氏名 登録番号

印

登録・届 知事( 一 ) 第 号

担当浄化槽設備士氏名 交付番号

印

第 号

&lt;別表&gt; チェックリスト

検 査 項 目	チ ェ ッ ク の ポ イ ン ト	欄
1. 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物と汚水の停滞はないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれて、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
	(外流しの場合、屋根や蓋といった雨水の流入防止措置があるか。)	
4. 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な弁が設置されているか。	
5. 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものがおかれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
臭突や臭気管が設置されているか。		
14. ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
保守点検契約	有	保守点検業者名
		登録番号
	無	
放 流 先	有	
	無	

## 既存合併処理浄化槽の損傷状況について

既存合併処理浄化槽の老朽化に伴い、劣化や損傷が認められ、補修等が困難であり、更新を行うことが合理的であることを確認しました。

既存合併浄化槽設置場所：成田市\_\_\_\_\_

確認業者

住所 \_\_\_\_\_

業者名 \_\_\_\_\_

(※社版を押印)

## 放流先のない場合の処理装置の設置条件確認チェックリスト

(千葉県が定める放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン第2章第6項に基づく)

装置の名称			
確認者名		確認日	令和 年 月 日

以下の条件を確認し、記入をお願いいたします。

確認項目	現場の状況	適合
1. 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。	年経過	
2. 地下水位は、地盤面下1.5mより低く、かつ、装置の底面より1m以上低いこと。	m以下	
3. 土壌が砂質や礫でないこと。	質	
4. 飲用に供する井戸までの水平距離が5m以上であること。	m	
5. (イ) 蒸発拡散処理装置の端から建築物までの水平距離 1m以上	m	
(ロ) 蒸発拡散処理装置の端から隣地境界までの水平距離 1m以上	m	
(ハ) 蒸発拡散処理装置の端から擁壁上部までの水平距離 1.5m以上	m	
(ニ) 蒸発拡散処理装置の端から擁壁下部までの水平距離 1m以上	m	
(ホ) 蒸発拡散処理装置の端からがけの上端まで 1.5m以上 (ただし、傾斜が45度を超えるがけにあっては、 がけの下端から45度の線が上部地表面と交わる所まで 1.5m以上)	m	
(ヘ) 蒸発拡散処理装置の端からがけの下端まで 1.5m以上	m	
6. 日照、通風が良好であり、かつ、雨水等が流入するおそれのない平坦な場所であること。		
7. 車両の通行や定常的な歩行によって踏み固められるおそれのない場所であること。		

※ 補助金申請時に提出いただく「⑥合併処理浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建物の配置図」に、  
数値表記可能なものは必ず数値の記入をお願いいたします。

誓 約 書

令和 年 月 日

成田市長 様

申請者 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

1. 既存の外流しの排水は今回設置する合併処理浄化槽に接続しませんが、当該外流しの用途は、主に庭の水まき、くつのどろ落としなどで使用し、洗剤を用いた排水や油分を含んだ排水を雨水排水に流入させないことを誓約します。

合併浄化槽設置場所：成田市\_\_\_\_\_

誓 約 書

令和 年 月 日

成田市長 様

申請者  
住所  
氏名

1. 今回、合併浄化槽の設置と共に新設する外流しは、主に庭の水まき、くつのどろ落としなどで使用し、洗剤を用いた排水や油分を含んだ排水を雨水桝に流入させないことを誓約します。

合併浄化槽設置場所：

浄化槽の保守点検等及び、放流先のない場合の処理装置の維持  
管理に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 成田市長

住 所

氏 名

(※ 本人が自書すること)

私は、補助金の交付を申請するにあたり、下記の事項を適正に実施することを誓約  
します。

記

1. 浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃の実施
2. 浄化槽法第11条に規定する法定検査の実施
3. 放流先のない場合の処理装置に関する適正な維持管理